静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会 会長小野森男

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について(答申)

平成16年7月6日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

農業振興地域整備計画変更協議関係書類の非開示決定に対する異議申立て(諮問第130号)

#### 1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

## 2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 16 年 5 月 6 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。) 第 6 条の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「平成 9 年度、 雄踏町長から農業振興地域整備計画の変更協議に関する案件(堀出前)」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書(以下「本件公文書開示請求書」という。)を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、「平成9年度雄踏町農業振興地域整備計画の変更協議に関する公文書」(以下「本件公文書1」という。)を特定した。
- (3) 平成 16 年 5 月 18 日、実施機関は、本件公文書 1 は、5 年の保存期間を経過し、平成 15 年 6 月に廃棄したので保有していないとの理由で、条例第 11 条第 2 項に基づき開示をしない旨の決定(以下「本件処分」という。)をし、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 16 年 5 月 19 日、実施機関の職員は、本件公文書 1 に関連する文書として「平成 9 年度雄踏町市街化編入案件綴」(以下「本件公文書 2 」という。)が存在する旨異議申立人に対して電話で説明した。
- (5) 平成 16 年 5 月 31 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査 法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれ を受け付けた。

#### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書2の開示を求めるという ものである。異議申立人が異議申立書及び意見陳述で主張している異議申立ての理 由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公文書には保存期間が決められているが、すべての公文書をしっかり管理していれば、非公開にはならない。
- (2) 本件公文書開示請求書の「開示請求に係る公文書の名称又は内容」欄には、「平成9年度、雄踏町長から農業振興地域整備計画の変更協議に関する案件(堀出前)」と記載しており、農業振興地域整備計画の変更協議書に限定していない。したがって、農業振興地域整備計画変更協議に関連する公文書はすべて開示請求の対象に含まれる。
- (3) 実施機関は、住民サービスの一環として、行政の仕事の内容、情報を広く住民に提供するという観点で、決定をするまでの 15 日間に十分に調査をするべき

であるにもかかわらず、していない。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、開示請求にあたり、平成 15 年度の農業振興地域整備計画の変更協議に関する公文書を確認したうえで、請求書に「平成 9 年度、雄踏町長から農業振興地域整備計画の変更協議に関する案件(堀出前)」と記入している。したがって、実施機関がその記載内容から本件公文書 1 を特定したことは妥当である。そして本件公文書 1 は、平成 14 年度末に文書の保存期間が満了し、廃棄決定を経て、適正に廃棄されている。
- (2) 本件公文書 2 は、本件公文書 1 とは行政上別個の行為に基づくものであり、 本件請求が本件公文書 2 を請求したものとすることはできない。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の性質について

本件公文書1は、農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。)第 13条に基づく西部農林事務所と雄踏町の協議に係る文書である。

平成9年当時は、同条により、町は農業振興地域整備計画を変更するときは、 知事の認可を受けなければならないとされていた。本件公文書1は、知事の認可 を受けるために、町が県と行った協議に係る文書である。

本件公文書2は、法第7条に基づく県知事による農業振興地域の区域の変更 に係る文書である。

なお、町が行う農業振興地域整備計画の変更及び県知事が行う農業振興地域の区域の変更は、いずれも雄踏町内で行われた区画整理事業に関連して行われたものであるが、法律上は別個の行為である。

#### (2) 公文書の特定について

本件公文書開示請求書の「開示請求に係る公文書の名称又は内容」欄には「平成9年度、雄踏町長から農業振興地域整備計画の変更協議に関する案件(堀出前)」と記載されている。実施機関は、この記載内容から、開示請求に係る公文書として本件公文書1のみを特定しており、本件公文書2は特定していない。そこで、この行為が妥当であるかについて検討する。

本件公文書開示請求書の「開示請求に係る公文書の名称又は内容」欄の記載に「に関する案件」との文言があることを考えると、本件請求は、農業振興地域整備計画の変更協議書のみを請求の対象とする趣旨ではなく、農業振興地域整備計画の変更協議に関連するすべての公文書を請求の対象とする趣旨であると解される。

ところで、本件公文書2は、法第7条に基づく県知事による農業振興地域の

区域の変更に係る文書である。農業振興地域の区域の変更と農業振興地域整備計画の変更は、いずれも雄踏町内で行われた区画整理事業に関連して行われたものであるが、法律上別個の行為であるから、農業振興地域の区域の変更に係る本件公文書2は、農業振興地域整備計画の変更協議に関連する公文書ではない。

したがって、本件公文書開示請求書の「平成9年度、雄踏町長から農業振興 地域整備計画の変更協議に関する案件(堀出前)」との記載から、本件公文書1 のみを特定し、本件公文書2を特定しなかった実施機関の行為は妥当である。

### (3) 公文書の保存について

公文書の保存期間を定めた「農林事務所共通ファイル保存年限基準表」によれば、「農業振興地域整備計画変更事前協議書」の保存期間は5年と定められている。したがって本件公文書1の保存期間は5年である。

本件公文書 1 は、平成 9 年度の文書であるから、平成 14 年度末で保存期間が満了している。本件公文書 1 の文書管理者である西部農林事務所長は、静岡県文書管理規則第 17 条第 1 項に基づき平成 15 年 6 月 20 日に廃棄決定をしている。したがって、本件公文書 1 は、適法に廃棄されたと言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

# 別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 16 年7月6日	諮問を受け付けた。	
平成 16 年 8 月 4 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 5 月 20 日	審議、第一部会へ付託	第 173 回
平成 17 年 6 月 24 日	第一部会において審議 異議申立人の意見陳述を聴取	第 174 回
平成 17 年 8 月 29 日	第一部会において審議	第 176 回
平成 17 年 9 月 26 日	第一部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議(答申)	第 177 回

# 静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職業等	調査審議した審査会
上野征洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 173 回、第 174 回
		第 176 回、第 177 回
大村知子	静岡大学 教育学部教授	第 173 回、第 174 回
		第 176 回、第 177 回
小野森男	弁護士	第 173 回、第 174 回
		第 176 回、第 177 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 173 回、第 177 回
田中克志	静岡大学 法科大学院教授	第 173 回、第 177 回
山中崇弘	静岡新聞社 顧問	第 173 回、第 177 回